

開催要綱

薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会

平成 29 年 1 月 16 日
令和 5 年 10 月 4 日一部改正

1. 目的

近年の薬剤耐性（Antimicrobial Resistance: AMR）対策を進める機運の高まりのなかで、ヒト、動物、食品、環境といった垣根を超えた「ワンヘルス」としての薬剤耐性に係る統合的な動向調査の重要性が指摘されている。

令和 5 年 4 月 7 日に策定された「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン 2023-2027」においても、このような「薬剤耐性ワンヘルス動向調査」に係る体制を推進することとしている。

こうした状況を踏まえ、「薬剤耐性ワンヘルス動向調査」に係る技術的事項について検討することを目的として、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長の下、有識者の参集を求め、薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会（以下「検討会」という。）を開催し、所要の検討を行い、年次報告書をとりまとめる。

2. 検討会構成

- (1) 検討会の構成員は、学識経験者及びその他の関係者とする。
- (2) 座長は、構成員の互選により選出する。
- (3) 検討会は、座長が統括する。
- (4) 健康・生活衛生局感染症対策部長は、必要に応じ、構成員以外の有識者等に出席を求めることができる。

3. 構成員の任期等

- (1) 構成員の任期は概ね 2 年とする。ただし、補欠の構成委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 構成員は、再任されることがある。

4. その他

- (1) 検討会は厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長が開催する。

- (2) 検討会の庶務は、農林水産省消費安全局畜水産安全管理課、環境省水・大気環境局総務課の協力を得て、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課において処理する。
- (3) 検討会は、原則として公開とする。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会において定める。